

令和 8 年 1 月 13 日

第 1 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和8年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月13日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員	北里地区	木附 栄三・原山 義弘
	下城地区	中村 孝・宮崎 徳雄

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
～番号6 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和8年第1回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井幸子委員、5番 時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年1月13日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。
議案第1号 番号1です。農地の所在は、北里字〇〇、字〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、2,520㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が20,759㎡、畑が1,797㎡、合計面積は22,556㎡です。貸付地は、田が9,553㎡。借入地は、田が35,481㎡です。3ページに作付け予

定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。6ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7ページから10ページまでが航空写真の位置図、11ページに現地立会時の写真、12ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して担当の1番穴井英雄委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、12月26日に私と木附推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。以前から譲り受け手が耕作しており、今後も譲り受け手の方が耕作をしていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。

議 長 日程第3 議案第1号 番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、下城字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、合計面積は、1,884㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。13から14ページが許可申請の写しです。15ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が5,579㎡、畑が46,786㎡、合計面積は52,365㎡です。借入地は、畑が8,869㎡です。16ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。17ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。18ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。19ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。20ページが航空写真の位置図。補足しますと、周辺の農地は、今回譲受人の所有農地です。21ページに現地立会時の写真、22ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしていません。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の5番 時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、1月8日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。譲り受け手の方が管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 土地の単価設定は、個人の自由と理解しています。今回高いと思ったのですが、何か理由があるのでしょうか。

係 長 この単価になった理由は、聞いてないのです。当事者同士が納得した価額ということで受付をしました。

5 番 譲受人と譲渡人は、〇〇関係です。お互いが話し合いの基にこの条件になったようです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第2号 番号1から番号6「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年1月13日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計2,739㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号2です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇の6筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計11,585㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の4ページになります。番号3です。農地の所在は、大字北里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,003㎡です。内容は、新規になります。利用権を

設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号4です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計3,684㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号5です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,130㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の5ページになります。番号6です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、984㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 番号6についてですが、貸している方は、借りている部分もあるようですが、農地の集積の関係で借りているのでしょうか。

係長 過去に設定した永小作権が関係しています。

1番 今回の案件も全部新規ですが、以前から貸し借りしている案件の更新でしょうか。

係長 そうです。全て以前から貸し借りしている案件になります。法律が改正されたことで新規案件扱いとなっております。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号6について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号6は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第1回総会を閉会致します。

令和8年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

5 番